

情報審第2468号  
令和2年9月1日

山中 理司 様



情報公開・個人情報保護審査会

### 理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

#### 記

##### 1 濟問事件

濟問番号：令和2年（行情）濟問第412号

事件名：大阪地方検察庁において修習中の司法修習生の中から新型コロナウイルス感染症の患者が発生したことについて作成又は取得した文書の不開示決定（不存在）に関する件

##### 2 意見書又は資料の提出期限等

###### ① 提出期限

令和2年9月23日（水）

###### ② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、濟問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、濟問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎4階

TEL 03-5501-1723

FAX 03-3502-7350

## 提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

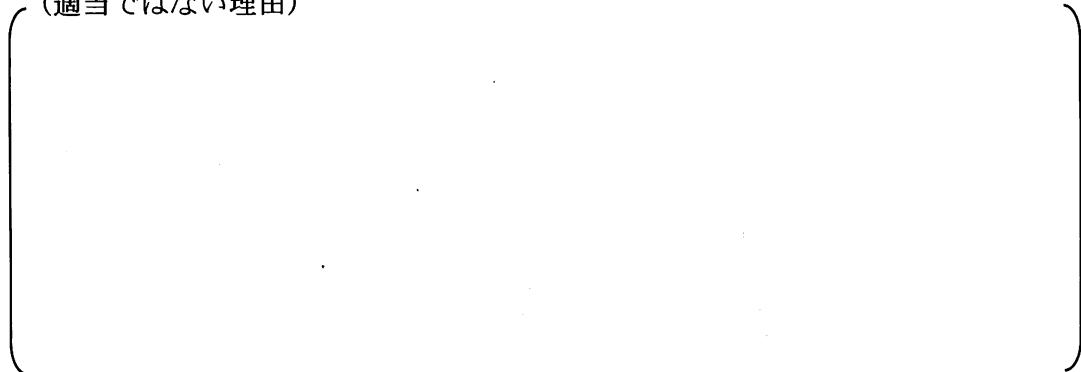
令和 年 月 日

(氏名) \_\_\_\_\_

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、 諒問庁に対し、 情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、 又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)



## 諮問庁:検事総長

## 理由説明書

## 第1 開示請求の内容及び処分庁の決定

## 1 開示請求の内容

本件開示請求は、「大阪地検で修習をしていた司法修習生の中から新型コロナウィルス感染症の患者が発生したことについて作成し、又は取得した文書」を対象としたものである。

## 2 処分庁の決定

本件開示請求に対し、処分庁は、開示請求に係る行政文書は、保存期間満了につき廃棄済みであり、保有していないことを理由に不開示決定を行った（以下「原処分」という。）。

## 第2 諒問の要旨

審査請求人は、「大阪地検で修習をしていた司法修習生の中から新型コロナウィルス感染症の患者が発生したことが発表されたのは令和2年4月12日である。そのため、当該司法修習生及び濃厚接触者が司法修習に復帰する前と思われる同月15日までに本件不開示決定に係る文書がすべて廃棄されたとはいえない。」として、原処分を取り消すとの裁決を求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

## 第3 諒問庁の判断及び理由

## 1 対象文書の保有の有無について

本件開示請求は、請求する行政文書の名称等が「大阪地検で修習をしていた司法修習生の中から新型コロナウィルス感染症の患者が発生したことについて作成し、又は取得した文書」となっているところ、処分庁担当者が本件開示請求を行った審査請求人に請求の趣旨を確認した結果、「新型コロナウィルス感染症の患者が発生した」とは、「新型コロナウィルス感染症の罹患が確定した」という趣旨であり、「濃厚接触者に関する情報」は含んでいないとのことであったため、処分庁において、対象となる文書を探索したところ、保有していないかったものである。

## 2 原処分の妥当性について

処分庁によれば、本件開示請求の対象となり得る行政文書は、令和2年4月12日に、幹事社を通じてマスコミ各社に公表した報道発表資料が該当したところ、当該行政文書は、処分庁における行政文書管理規則第14条第6項に定める「定型的・日常的な業務連絡、日程表等」に当たり、保存期間1年未満の行政文書として整理されている。

そして、当該行政文書は、処分庁において、幹事社を通じてマスコミ各社に公表された時点で不要となつたため、廃棄したものである。

したがつて、処分庁において、保存期間1年未満の行政文書として保有していたものの、保存期間満了に伴い廃棄されているため、開示請求時点において、処分庁は当該文書を保有していなかつたものと認められる。

### 3 対象文書の再探索について

処分庁において、本件開示請求を受け、処分庁内を探索したが、本件開示請求に係る行政文書は保有しておらず、また、審査請求を受け、本件開示請求に係る行政文書の再探索を行つたものの、該当する行政文書は保有していなかつた。

### 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、大阪地検で修習をしていた司法修習生の中から新型コロナウイルス感染症の患者が発生したことが発表された令和2年4月12日から本件開示請求書が受理された同月15日までの間に本件開示請求に係る文書が全て廃棄されたとはいえない旨主張するが、本件開示請求に係る行政文書を保有していないことは、上記第3の2のとおりである。

## 第4 結論

以上のとおり、開示請求に係る行政文書は、保存期間満了につき廃棄済みであり、保有していないため不開示とした原処分は、妥当である。